

発信者情報開示の在り方に関する研究会（第7回）

1 日時 令和2年9月30日（水）10時00分～12時00分

2 開催形式 総務省第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）構成員

曾我部座長、鎮目座長代理、上沼構成員、大谷構成員、垣内構成員、北澤構成員、
栗田構成員、清水構成員、北條構成員、前田構成員、丸橋構成員、若江構成員

（2）オブザーバー

法務省民事局 大野参事官

文化庁 高藤著作権調査官

最高裁判所事務総局民事局 渡邊第二課長

（3）総務省

谷脇総務審議官、竹内総合通信基盤局長、今川電気通信事業部長、梅村データ通
信課長、片桐消費者行政第一課長、小川消費者行政第二課長、高田消費者行政第
二課企画官、中川課長補佐

（4）発表者

電気通信事業者協会（TCA） 大橋消費者支援委員長、岩沢消費者支援委員、
濱谷消費者支援委員（代理）、丸山消費者支援委員（代理）

日本インターネットプロバイダー協会（JAIPA） 野口理事、木村事務局長

4 議事

（1）事業者団体ヒアリング

（2）ログイン時情報の取扱いに係る論点について

（3）新たな裁判手続の創設及び特定の通信ログの早期保全に係る論点について

（4）意見交換

【曾我部座長】 本日は皆様、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。
ます。

定刻になりましたので、発信者情報開示の在り方に関する研究会、第7回会合を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。

それでは、冒頭、カメラ撮りがございますので、少々お待ちください。

(報道カメラ撮影)

【中川課長補佐】 それでは、会議冒頭カメラ撮りの報道関係者が退室いたしますので、しばらくお待ちください。

(報道カメラ退室)

【曾我部座長】 まず本研究会の開催要項に基づきまして、最高裁判所には今回、オブザーバーとして御参加いただくこととなりました。一言御挨拶お願いいたします。

【渡邊課長】 最高裁民事局で第二課長をしております渡邊と申します。今回からオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【曾我部座長】 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

では、事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項について御案内がございます。よろしくお願ひします。

【中川課長補佐】 事務局を務めます、総務省総合通信基盤局消費者行政第二課の中川でございます。

それでは、ウェブ開催に関する注意事項を幾つか御案内させていただきます。

まず、本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただいております。このため、構成員の方々におかれましては、御発言の際にお名前を必ず冒頭に言及いただきますようお願いいたします。ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外にはマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。

また、自由討議において御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、座長から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。

本日、現地に来ておられる構成員の方とウェブで参加される構成員の方が入り混じった

ハイブリッド方式で進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、ウェブ参加の構成員におかれましては、発言する際にはマイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。

また、接続に不都合がある場合には速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で随時、事務局や座長宛てに連絡をいただければ対応させていただきます。

注意事項は以上になります。

なお、本日、鎮目座長代理は遅れての御参加と伺っておりまして、また、垣内構成員は30分後をめどに途中退室予定と伺っております。

それでは、これ以降の議事進行は曾我部座長にお願いしたいと存じます。

曾我部座長、よろしくお願いいたします。

【曾我部座長】 それでは、議事に入ります。

本日は、まずは事業者団体からのヒアリングとしまして、一般社団法人電気通信事業者協会及び一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会より、発信者情報開示に関する実務の現状及び検討中の論点に関する御意見について御説明をいただき、それぞれ質疑応答いたします。

その後、事務局から、「ログイン時情報の取扱いに係る論点」を御説明いただき、それについて構成員の皆様方から御意見等をいただければと思います。

さらにその後、同じく事務局から「新たな裁判手続の創設及び特定の通信ログの早期保全に係る論点」を御説明いただき、それについて構成員の皆様方から御意見等をいただければと思います。

それでは、まずは電気通信事業者協会様より御説明をお願いいたします。

【TCA（大橋）】 電気通信事業者協会の大橋でございます。それでは、発信者情報開示請求の対応及び新たな裁判手続の創設につきまして、私から御説明させていただきます。

この御説明につきましては、電気通信事業者協会の会員者のうち、回線サービスと併せて、インターネット接続サービスを提供する事業者の意見を取りまとめたものとなっております。

最初に発信者情報開示請求への対応の状況について御説明いたします。スライドの1ページを御覧ください。

こちらからの2枚につきましては、携帯会社3社のインターネット接続役務における発信者情報開示請求への対応状況を説明しているものでございます。数字の具体的な件数については回答を差し控えさせていただきたいと思いますが、開示の請求につきましては、年々増加傾向となっております、特に訴訟外の開示請求の件数が増えているという状況でございます。

最近の状況のトピックといたしまして、開示の請求を受けた内容が自社の顧客でない場合があります、その場合には、請求先のアクセスプロバイダを御案内できないケースもあるといった、請求者への対応に苦慮する場面も増えてきているところでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。こちらは被侵害権利の内訳となっております。名誉棄損とプライバシー侵害の合計が全体の9割を占めておりまして、それ以外では著作権侵害等の状況となっているところでございます。

こちらの運用におきましては、開示請求を受けた際に、我々としては発信者への開示可否の意見照会を実施しておりますが、そもそもそういった意見照会を受けるということ想定されていない発信者が多く、情報開示に応じていただけないケースが多いという状況でございます。

発信者情報開示の状況につきましては以上でございます。

続きまして、新たな裁判手続の創設につきまして、当協会から幾つかコメントを申し上げたいと思っております。

スライドの3ページを御覧ください。当研究会において論点が7点御用意されている中で、そのうち4点について意見を申し上げます。

まず総論といたしまして、新たな裁判手続の創設につきましては、円滑な被害者の権利回復を目的とした措置ということで、検討は非常に有意義であると考えております。

一方で、これ以外の枠組みとか運用を検討していくに当たりまして、御議論いただきたいという意見も申し上げてまいります。

まず1つ目としまして、裁判所による命令の創設という点につきましてでございます。

3点ほど検討いただきたい点を申し上げます。1つは消去禁止命令の運用方法でございます。裁判所とアクセスプロバイダ間の具体的な手続のフローの設定をご検討いただきたいと思っております。例えば、誰が発信者請求を受けた情報のアクセスプロバイダの特定を行うかといったことを明らかにすべきではないかと考えております。

また、迅速・正確なアクセスプロバイダの特定及び必要最小限の消去命令の実施をお願

いしたいと思っております。例えば消去の禁止の対象を明確に特定するために、コンテンツプロバイダから接続先のIPアドレス等を必ず御提示いただくとか、そういった運用の手順を定めていただければと思っております。

3つ目は、コンテンツプロバイダ提供情報の内容確認及びログ保存に必要な作業期間の確保でございます。命令を受けた後に直ちにログ保存に入れるというものではございませんので、そういった確認や作業の時間を十分に確保できるような基準をお願いしたいという趣旨でございます。

2点目の課題としまして、ログ保存及び開示に係る免責ということで、事業法等の検討基準に照らして、通信の秘密の保護やプライバシー保護との関係で問題ないという整理をしていただくことをお願いしたいと思います。

3つ目の課題といたしまして、MVNO等の存在を意識して制度設計をお願いしたいと思います。これについては、先ほども申し上げましたが、命令先のアクセスプロバイダが発信者情報を保有していないケース。すなわち、アクセスプロバイダがMVNOであるケースがありまして、その場合、MNOに対して命令をいただいても対応ができないといったことがございますので、こういったことも踏まえた制度の在り方をお考えいただきたいと思っております。

2つ目の項目として、新たな手続における当事者構造についてでございます。

1つ目の課題といたしましては、消去禁止命令の運用でございます。消去禁止命令を受けたプロバイダが疎明機会をいただけるということを検討いただきたいと思っております。

2つ目の課題といたしましては、発信者の権利保障への取組でございます。裁判所とコンテンツプロバイダ、アクセスプロバイダという複数のプレーヤーが存在しながら手続を進めてまいります。誰が発信者の権利保障を行うかということをはっきりと明かにしていくべきだと考えております。

この過程において、アクセスプロバイダが果たすべき発信者の権利保障の考え方についても明かにしていただきたいと思っております。アクセスプロバイダとしましては、権利保障への取組をしっかりと対応する考えでありますけれども、コンテンツプロバイダとアクセスプロバイダ双方が対応する場合の役割分担といったものも明かにしていただきたいと考えているところでございます。

4ページに行きまして、新たな裁判手続の濫用の防止という項目についての課題でございます。こちらの手続の悪用・濫用の対策を講じていただきたいというところで、裁判所

による適切な消去禁止命令案件の選定をお願いしたいと思っております。

提示を受けた全ての案件を受け付けて、ログを保存するとなりますと、案件等に伴いまして、手続の遅延やそういった悪影響が生じる懸念がございます。そういったことも踏まえまして、裁判所において命令案件を選定いただくことをお願いしたいと考えております。

最後に、裁判外の任意開示についての件でございます。

1つ目は、裁判外開示に係る免責ということで、開示請求が増加傾向であるということも踏まえまして、1請求当たりのアクセスプロバイダの稼働負担を軽減できる方策を検討していただきたいと考えております。

2つ目の課題といたしましては、新たな裁判手続につきましては、今後作られていくわけですけれども、この任意開示との関係におきまして、まずは新たな裁判手続の措置がどのような効果を発揮しているかというものを踏まえつつ、裁判外開示のより補足する対応についても検討するといった手順を踏むといったことも考えられるのではないかなと考えております。

簡単ではございますが、電気通信事業者協会から説明は以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。続きまして、日本インターネットプロバイダー協会様より御説明をお願いします。

【JAIPA（野口）】 プロバイダー協会の野口です。では、発信者情報開示の制度についてヒアリングの機会をいただきまして、ありがとうございます。ざっと、15分ぐらいになってしまうんでしょうか。駆け足でお時間をいただきたいと思えます。

まず私も日本インターネットプロバイダー協会、略称JAIPAについて説明させていただきます。

JAIPAは、地域のプロバイダが集まってできた団体を前身にしまして、今は大手も含めて145社の団体になっています。歴史的な経緯もあって、ここで言うISP、アクセスプロバイダの団体とさせていただいてよろしいのではないかと思います。SNSの大手は入っていません。

JAIPAは様々な部会で活動しております。

ここからISP事業者での対応の現状について見てまいります。

発信者情報開示について、具体的な件数は、各社に聞いてもなかなか教えてもらえないんですけれども、ここ数年は毎年1.5倍ぐらいずつ増えているという感じのところが多くて、訴訟も訴訟外も増えていると聞いています。判明する限りでは、名誉毀損やプライ

バシーが多いと聞いています。

どのような対応をしているかというお話ですけれども、法律どおりに意見照会しまして、ここで同意の返事がない限りは、大抵の場合は不開示ということにしている。納得いただけない場合は訴訟を受けるということになってしまうんですけれども、訴訟でISPは、発信者のほうから積極的な意見が出ない場合でも、違法性阻却の可能性などについては一通り主張しているというようになっています。

ISPが裁判外でなかなか開示に応じられないのがどんな理由かということですが、特に意見照会で同意しませんということが返ってきた場合に、それを覆して、権利侵害は明らかと当社が判断したとなかなか言い切れないというか、それを言い切るのが難しく、特に発信者に納得いただけないような場合に、裁判所の判断で開示しましたというのならまだいいんですけれども、猛烈なお客様センターへの苦情に耐えられるのかとかそういった判断もやっぱり働いてしまっているということです。

このようなことから、既にこの研究会の最初のほうでも議論になっていたと思うんですけれども、ISPが手続としての訴訟というものに委ねているというのは、これはある意味で本当だと思います。

どんな内容の開示請求が来るかなんですけれども、これは本当にいろいろでして、誹謗中傷、ロコミサイト、著作権侵害とかいろいろなものが来るんですけれども、ロコミサイトで星1個のレビューを書いたものに対して開示請求が来たということもありまして、これぐらいで（開示請求を）するかな、みたいなものもやっぱり中にはあります。

それでこのようなものを意見照会しまして、発信者の側から弁護士をつけてガチンコで回答書くれる方もいらっしゃるんですけれども、お返事をくださらない方もかなりいらっしゃるって、本当にお客様の中でもいろんな方がいらっしゃるというのが実情になります。

ISPがこういうのを好きで訴訟に委ねているというわけではもちろんありませんで、実はお金もすごいかかっています。プロバイダというのは競争が激しくて、とても安い料金ですけども、月1,000円のサービスで弁護士費用を何十万円も用意して応訴しているわけですから、もちろん割に合っていないくて、これは実はほかの利用者の方が広く浅く負担しているということも御理解いただけたらと思います。

技術的なお話としましては、IPv4のアドレスはとっくに枯渇してしまっていて、今、新規でやるサービスというのは大抵、一つのアドレスをたくさん的人数で共用しているサービスになります。そうすると、発信者の特定に必要な情報というのは、例えばポート番号

や接続先のIPアドレスとか、場合によっていろいろURLとか、どんどん増えていってしまうんですけども、コンテンツプロバイダが持っているログと、ISPで必要な情報が mismatch している可能性がやっぱり出てきてしまっていて、そうすると限られた、与えられた情報から何百人もヒットしてしまうということも普通に起こってしまいます。こういったことがなかなか解消されないと、当面、特定困難な事例というのは増えていってしまうのではないかとそのように懸念はしております。

お金だけではなくて、実務も実は結構大変になっています。例えばなんですけども、いろんなプロバイダのIPアドレスが全部列挙されているようなものが1社に送られてきたり、そういったことも結構ありまして、手戻りもどうしてもあります。せっかく新しい手続を考えていらっしゃるということなので、オール電子主義とかやってみていただいたらいいんじゃないかなと思うほどです。

すごいアナログなんです。ホチキスとか、本当に毎日やっているような感じで。

裁判手続についてもコメントを頼まれていますので、これから説明していきたいと思えます。

まず個人のネット上の発信というのは、ほとんどみんな匿名で行われていまして、それがSNSやネットの可能性を広げている一方で、ごく一部の匿名の権利侵害が問題だということだと思えます。発信者情報開示ですけども、被害者にとってみれば、差止めとか損害賠償の請求の入り口なのに対して、情報発信している人にとっては匿名での発信を続けられるかどうかそのものに結構な利害があって、むしろこっちが本丸なんじゃないかなと思っています。

ですので、今後の制度を考える上では、発信者の手続保障を考えること、あと、健全な匿名表現に萎縮を招かないこと。あとは濫用の話ですけども、発信者情報開示で意見照会するとかそういったところを威嚇のように使う濫用が実際には、このように使っていると思われるようなものがあるので、これの歯止めをやっぱり考えてほしいと思えます。利便性を高くすればするほど、どうしても濫用のおそれというのは出てきてしまうので。

あと事業者の立場としては、ISPが今後も発信者の利益を守るという構図になってしまう場合は、やはり負担の軽減、公益のためにやっているというところもあるので、その負担の軽減と、あと、そもそもそんな負担ができない中小のISPもたくさんあるということについて御配慮いただきたいと思えます。

非訟を中心とした新しい手続が提案されていることについては期待もしています。訴訟

と違って、一般の法務担当者が手続を進められるのではないかと。もちろん事件にもよるんですけども、当事者の主張が十分でないような場合でも、職権主義的な進め方を設計していただければ妥当な結論が出やすいのではないかと、そのように思っています。

何よりも、争点も証拠も2回の裁判、重複が多いんじゃないかなと思いますけれども、これを一本化できると、被害者の迅速な救済にもつながるんじゃないかと思っています。

やっぱり発信者の手続保障というところが一番懸念です。対立が激しい事件については、あんまり向いていないのかなと思うんですけども、逆に言えば、発信者の側で簡易迅速な手続で決めてもいいという意向であるならば、いいんじゃないかなとも思います。

ここはもう本当に本音を言わせていただこうと思います。今までどおり、たくさんの訴訟に対応していくというのは、人員的にも経済的にも大変苦しい状態になっています。私も今日のこの発表の内容を作っている途中で、ISPをもう当事者から外してくださいと。発信者と裁判所で直接やってもらうような制度は考えられないのかとか、いろいろ言われています。

あとは情報の発信そのもので収益を得ているのは、ISPではなくて、プラットフォームの側ですので、そこにもっと、例えば削除とかそういった対応を促していったほうがいいのかなと。それをお願いしたいと思っています。

それで、発信者の権利、利益を代弁するインセンティブというのは、少なくとも経済的にはISPには全然なくて、このまま当事者として続けていっていいのかどうかというのは疑問に感じるときはあります。ある意味、発信者の苦情とか訴訟から自社を守るために、お金だけかけて中途半端なことをやってしまっていないのかとか、こういった疑問はやっぱりないわけではないので、この機会にきちんと議論していただけたらと思います。

協会の会員によると、数ある書き込みで被告のISPが18社もあったとかそういう話もあったりして、本当に割に合っていないなというところがあります。今回の話で、発信者に目立った主張がなくて、手続のための、負けるための訴訟とまで言われてしまうような事例については、簡易迅速な手続にも一定の期待をしているところです。

最後に、ちょっと先取りみたいな感じになってしまうんですけども、発信者の特定の業務のところを、プロバイダがここに出てきたら必ず聞かれるだろうなと思っていることがあったので、これを少し報告させていただこうと思います。

今の手続というのは、発信者の特定の作業の実務的なところについては、被害者側の方がよくも悪くも主導でやってくださっているんだと思います。

ところが、前回の研究会で出たのが、取りあえず発信者を伏せた状態でログの保全をやるという話が出てきたと思うんですけども、ここの進入禁止の標識のところ、ここがつながらなくなってしまうということなんですね。

そうすると、それを誰がやるのかという話になってしまうんですけども、裁判所の手続なので、最終的にはISPとか後続の事業者に法的な義務づけをしなきゃいけないと思うんですけども、何らかの形で被害者に伏せた情報だと、情報が裁判所のところで止まらなきゃいけないと、そういうふうに思います。

実はそこでコンテンツプロバイダからIPアドレスが裁判所に戻ってきたとして、その先の消去禁止の命令を誰に出すのかというところが意外と実務的に大変なんじゃないかなと思っています。

コンテンツプロバイダは、一般的にはIPアドレスとタイムスタンプを出してくれると思います。ポート番号とか細かい話はあるんですが、一般的にはこれが出てきます。

ところが、裁判所が手続に使う情報というのは、大体書面が送られてくるという前提でいくと、会社の所在地と名前と代表者の氏名ではないかと思っています。

現在は、それを実は被害者側の先生が埋めてくださっていて、IPアドレスをWhoisで検索して、そこから会社の名前を確認して、法務局で登記事項証明書を取って、これは添付書類だと思うので、裁判所に出しているんじゃないかなと思います。

ところが、これが被害者側の方ができなくなると、ほかの誰かがやるんだと思うんですけども、裁判官が職権でWhoisしている姿だけは、私も想像ができないので、専門委員とか、これももしかしたら裁判所の体制からはすぐにできないかもしれないので、そうすると、コンテンツプロバイダに名称や所在地も併せて報告してくださいというようなことをするのかなということも考えられるんですが、ただ、Whoisだけで住所が出てこないの、会社の正式名称も実は出てくるとは限らないので、海外のコンテンツプロバイダとかに報告させるときに、あまりそこまで求めてしまうと、迅速性の問題がいっぱい出てきてしまうと思うんです。いずれにしても、実務については細かい調整が必要かなと思っています。

もう一つは、先ほどTCAさんもおっしゃっていたと思うんですけども、ISPもやっぱりMVNOとかローミングという形態が多かったりして、多層構造になっているISPを想定したような命令を出していただかないと、結局、手戻りが多くなってしまふかなと思います。

例えば、そうすると、発信者情報を消去してはならないということに加えて、もし御社が持っていないようであれば、その旨と御先を報告してくださいとか、予備的な命令も追加しておいていただくとか、場合によっては、さきの研究会で御指摘の構成員もいらっしやいましたけれども、被害者側のほうで、例えばコンテンツプロバイダの開示命令を先にもらって、特定を自分でするとか、柔軟な組合せ、そういったことが必要なんじゃないかと思います。

結局、海外コンテンツプロバイダを相手にした手続とか、ISPにたどり着く手前をどこまで短縮できるかというのは大きな問題だと思ひまして、ここが長くてログ保全が間に合わないというのが問題意識なんだと思ひます。ISPのログ保全というのは、実は今でもプロ責法のガイドラインに言及がありまして、被害者の側から提訴を前提に保全を求められたら応じることが多いのではないかと、任意で応じていることが多いのではないかなと思ひます。ただ、ISPがどこであるかというのが迅速に特定できないと、保全を求めること自体ができないので、やっぱりそこにまず力を入れて進めるのがいいのかなと思ひました。

最後に、私なりにISPから見た方向性をまとめてみました。

新しい手続に求められるのが表現の自由全般への萎縮をとにかく招かないことと、発信者への手続保障ですね。この確保と、手続の重複の排除ですね。あと、できればISPの負担軽減というものを真剣にお願いしたいと思ひています。

これは前回までの議論を聞きながら私が作ってみたものなので、理事会にかけたとかそういうレベルではないので、そこだけ御了承ください。申立てを受けた裁判所がコンテンツプロバイダにIPアドレスや住所とか、社名の提供命令をして、IPアドレスと事業者を報告するとします。ここでWhoisで出た会社の名前と登記簿の間を埋めるのが分からないんですけども、ISPに例えば消去の禁止の命令と意見聴取をなさいというふうに命じていただいたとして、裁判所の関与の下でISPが意見聴取しますと。その結果を裁判所に報告して、もちろんそこでは当社はそれを持っていませんとか、意見聴取はやつただけど、できませんでしたとかそういった報告もあるかもしれないんですが、ISPの固有の意見があれば出すこともあると思ひます。

こういった一切の提出された証拠や意見聴取の結果とか、そういった事情を含めて、権利侵害が明らかなのかどうかというのを裁判所のほうで決めていただくということですね。例えばこんな方法が考えられるんじゃないかなと思ひます。

スライドはこれで以上です。ざっと駆け足になってしまったんですけども、被害者の泣き寝入りの防止を図っていく一方で、表現の自由全般が萎縮しないような手続を円滑に回していくために、ISPの事業者としては引き続き協力させていただきたいと思いますので、これからもどうぞよろしくお願いします。

内容を事前に調整できなくて、時間が長くなってしまったんですけども、申し訳ありません。

以上になります。ありがとうございました。

【曾我部座長】 野口様、大変詳細な御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの電気通信事業者協会様及び日本インターネットプロバイダー協会様からの御説明に対して、構成員の皆様方から御質問、御意見等をいただければと思いますが、ちょうど、たった今、垣内構成員が中座されてしまったのですが、御質問をお預かりしておりますので、まず垣内構成員の御質問、私のほうから代読させていただきます。

TCAさん、JAIPAさん双方への質問です。現在、意見照会に対して、積極的、具体的に意見を述べるような発信者は、割合的にはどの程度いるという御感触でしょうか。また、仮に、簡易な手続の導入により、迅速な開示の可能性が高まるような場合、現状よりも積極的に意見を述べる発信者は増えると思われますか。という御質問なんですけれども、両者様への御質問ですので、まずはTCA様からお答えいただいてもよろしいでしょうか。

【TCA（丸山）】 電気通信事業者協会の丸山と申します。よろしくお願いいたします。今の御質問2点につきまして御回答いたします。

まず1点目の積極的意見を返される方の割合については、定性的になりますが、かなり少ないという感覚で捉えております。それから、今後の簡易な手続になった場合というところにつきましても、正直言いますと、あまり読めないといえますか、これによって、どう変化が起きるかというところはなかなか図りかねるところでございます。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

続きまして、JAIPA様のほう、いかがでしょうか。

【JAIPA（野口）】 プロバイダー協会の野口です。実は、私どももあまり具体的に何割というふうに会員の個社に聞いたわけではないんですけども、少なくとも半分はなくて、感覚的にはもっと少ないというふうに聞いています。簡易な手続が導入されて、

積極的に意見を述べる発信者が増えるかどうかですけれども、これはやっぱりTCAさんがおっしゃるように読めないです。ただ、今の意見照会でもあまり具体的な理由を述べている人は少ないと聞いている。では、具体的に増えるかどうか。それはやっぱり分からないと思います。あまりお答えになっていなくて、すみません。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

続きまして、北條構成員から御質問の希望をいただいていますので、北條構成員、お願いします。

【北條構成員】 どうもありがとうございます。北條です。今日の発表の中で、濫用の防止のお話があったんですけれども、それに対して何か具体的な案はありますでしょうかということをお聞きしたいと思います。裁判所に期待するという発言もあったような気がしたのですが、それ以外にも何かございますでしょうか。よろしくお願いします。

【曾我部座長】 ありがとうございます。では、まずTCAさんからお願いしたいと思います。

【TCA（大橋）】 大橋でございます。一つの案としましては、例えば同じ案件を、いろんな裁判所に同時に手続を出すすとか、もしくは、一回却下された案件をもう一回出すとか、そういったことがないような案件の精査というものを行っていただくことが考えられるのではないかなと思っております。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、JAIPAさんのほうはいかがでしょう。

【JAIPA（野口）】 確かに手続的には、TCAさんのおっしゃるとおり、例えば蒸し返しの防止というのはあると思うんですけれども、基本的にはやっぱり裁判所のほうで妥当な結論を出せる仕組みを作っていただくということで、濫用的なものをやっぱり差し止めて、最初から出てこないようにすとか、そういったことが考えられるのかなと。あまり具体的な意見を持ち合わせていなくて申し訳ありません。

【曾我部座長】 ありがとうございます。前田構成員、お願いします。

【前田構成員】 前田です。今日はありがとうございます。双方に質問させていただきます。

現在の手続で、裁判所に行った場合において、裁判所から開示命令が出たときに、上級審に上訴することというのはどれぐらいあるものなのでしょうか。

あるとした場合に、それはどういう理由によってしているのかということについて、差し支えない範囲で教えていただければ幸いです。

【TCA（丸山）】 電気通信事業者協会の丸山です。今の御質問につきまして、我々としては、開示判断の決定が裁判所が出た場合については、基本的に控訴するということはございません。

簡単ですが、以上です。

【曾我部座長】 JAIPAさんのほうはいかがでしょうか。

【JAIPA（野口）】 同じです。ISPとしては、上訴までするという話はほぼ聞かないです。

【前田構成員】 ありがとうございます。追加でお伺いしたいんですけども、仮に発信者の方がその結論に納得していなくて、上訴してほしいというようなことを言う場合というのはあるんでしょうか。あるとしたときに、そういった場合、対応というのとはされるんでしょうか。

【TCA（丸山）】 電気通信事業者協会の丸山です。今のお話につきまして、我々としては、基本的に開示判断が出た後に発信者の方とコミュニケーションを取るという仕組みをそもそも持ち合わせておりませんので、特に発信者の方からそういったことをお受けするというを現状の業務として想定していないというところでございます。

【曾我部座長】 野口さん、いかがでしょう。

【JAIPA（野口）】 プロバイダー協会の野口です。ほとんどないといいますが、やはり利用者のほうからそこで何か言われるということもなければ、ごくごくまれにあるけれども、上訴はしないことが多いのではないかと。もちろん会社で弁護士に相談するとかはすると思うんですけども、TCAさんのおっしゃるような感じで、大体同じだと思います。

【前田構成員】 ありがとうございます。

【曾我部座長】 すみません。今の関係で私から御質問なんですけど、結局、発信者のほうとのコミュニケーションはないというお話だったんですけども、それはTCAさんのほうからそういうお話だったんですけど、JAIPAさんのほうでもそういう形なんですか。

【JAIPA（野口）】 そこまではもう会社によって違うかもしれないんですけども、今すぐにお答えできなくて申し訳ありません。

【曾我部座長】 大丈夫です。ありがとうございます。

そのほか、御質問ございますでしょうか。若江さん、お願いします。

【若江構成員】 若江です。今日はどうもありがとうございました。前田構成員の質問とも関連するんですけれども、もし新しい裁判手続に、発信者が異議訴訟を望んだ場合の対応というのはどういうふうを考えていらっしゃるのかというのが1点と、発信者の権利保障について、A Pが果たす役割の考え方というようなこともおっしゃっていましたが、C Pとの関係でどういうふうを考えていらっしゃるのかなというのを聞いたかったんですが、C Pが主導するべきで、A Pは、当事者といっても、あくまで協力者という、補助的な立場と考えていらっしゃるのかどうかというような点です。よろしくをお願いします。

【曾我部座長】 では、引き続き、T C AさんとJ A I P Aさん、順番でお願いします。

【T C A（丸山）】 電気通信事業者協会の丸山です。今いただきました2点につきまして、1点目について、今後の任意開示のお話というところで理解いたしました。我々としては、任意開示においては、今後も基本的には手続は変わらないかなと捉えていたところでございます。

それから、2点目の当事者構造として、C Pも含めた役割のところにつきましてですが、まず新たな裁判手続においても、A Pは引き続き、直接当事者になるのではないかと想定しております。ただ、コンテンツプロバイダさんについても、当事者として主体的に関与いただける仕組みですとか、そこに裁判所も含めた形での裁判所、アクセスプロバイダ、それから、コンテンツプロバイダの役割分担をその中でどう明確にしていくかということの検討が今後、研究会で進められることをぜひお願いしたいと思っております。

以上です。

【曾我部座長】 今、若江さんから御質問の補足がおありでしょうか。もしおありであれば、今、直接お願いいたします。

【若江構成員】 すみません。若江です。任意開示と言ったのではなくて、新しい裁判手続で、異議訴訟が、異議の訴えの機会が確保できるかということが気になっているんですけど、もし発信者から異議訴訟を起こしてほしいという希望があった場合にどうされるのかなということを知りたいです。

【曾我部座長】 ということなんですけれども、改めてT C Aさん、お願いできますでしょうか。

【TCA（丸山）】 電気通信事業者協会の丸山です。ありがとうございました。今いただいております、新しい制度で、異議訴訟を望んだ場合というところが、そもそも今後の制度設計の中にどう具体化されるかというところもよるかと思っております。

現状においては、先ほど御説明しましたとおり、裁判所から開示の判断が出た場合については開示に応じているというところが現状ですので、今後の制度設計の中で、開示判断が出た後で発信者から異議訴訟を提起するというような仕組みができるかどうか。もしできた場合については、その仕組みに沿って我々も対応を考えていかなければいけないと現状は考えております。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

J A I P Aさんのほうではいかがでしょう。

【J A I P A（野口）】 これもやっぱり制度設計によると思うので、どういうふうになるのか、何とも言えないところはあるんですけども、今の状況で、地裁で開示の決定、開示の命令が出た場合に控訴はしていない。ほぼ控訴することがないという状況からするんですけども、そうすると、例えば新しい制度から訴訟に移行してくれというふうに発信者側の意向が出た場合に、発信者側の意思が伝えられた場合に、それをI S Pがやらないことが過失になるかどうか、そういったことを多分I S Pとしては判断するのではないかなと。つまり、I S Pとしても一審で確定させることで、それがI S Pの過失になるかどうかと考えると、ならないというふうに踏んでいるから、上訴することもほぼないと思うので、そうすると、それと同じように、新しい制度での決定に従うことが、I S Pが、それが過失になってしまうと、そういうようなことがなければ、訴訟にならないという判断も当然あるんじゃないかなというふうに漠然とは思っています。

もう一点、I S Pとコンテンツプロバイダの関係ということなんですけども、I S Pはやっぱり、ただ通信を通したというだけの立場にあるのに対して、コンテンツプロバイダというのは、情報の発信そのものにもうちょっと積極的に関与していますので、基本的にはそちらのほうで、もうちょっと主体的な役割を持ってもらいたいと思っています。新しい制度のほうでは、手続が一連のものとして、I S Pとコンテンツプロバイダ両方されると思うので、その分配に関しては、一つは裁判所の関与であったり、法的な制度として、だんだん整理されていくということが望ましいのかなと思っています。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

今、ウェブで栗田構成員から御質問いただいておりますが、この会議室にいらっしゃる方も多々御質問がおりだということなのですが、時間の関係もございますので、そうしましたら、順番に、簡潔にお願いしたいと思いますのですが、では、まず栗田構成員お願いできますか。

【栗田構成員】 栗田です。よろしく申し上げます。今までの質問あるいは御説明と重複するところもあるかもしれませんが、改めてお聞きします。

ご質問は次のとおりです。意見照会は全件行っているのでしょうか。プロ責法4条2項所定にいう「発信者と連絡することができないので照会もできない」または「特別の事情がある」場合に該当するために意見を照会しないという事例はどのくらいあるのでしょうか。

以上です。よろしくお願いたします。

【曾我部座長】 では、TCAさん、JAIPAさん、順番で申し上げます。

【TCA（丸山）】 電気通信事業者協会の丸山です。今の点ですが、まず開示請求があったものについては、全件、発信者の方への意見照会を行っております。その結果として、例えば、お住まいの住所にいらっしゃらない等々、不達になって意見照会ができないというケースは確かにありますが、割合等々につきましては、正確には把握できていないところがございます、そんなに多くはないという定性的な感覚を持っております。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。JAIPAさん、いかがでしょうか。

【JAIPA（野口）】 プロバイダー協会の野口です。法律で義務づけられていますので、連絡先が分かっている限り、必ずやります。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、会議室の構成員方、御着席順に丸橋構成員から申し上げます。

【丸橋構成員】 TCAさんのスライドの1ページ目の1つ目のポツですけれども、「開示請求内容が自社外情報である場合あり」と書いてあるのは、MVNOとかローミングの話をおっしゃっているのか、コンテンツプロバイダがいいかげんなデータを出してきたということをおっしゃっているのか、のどちらでしょうか。次に、TCAさんとJAIPAさん共通で、多層ISP問題というのは、今でも事業者が、MVNOの名称を開示することさえ拒否するような運用が残っていたりする、ということでしょうか。

清水構成員が目の前にいますけど、その点を、確認したいです。だとすると、その問題を解消するだけでも大分意味があるのかなと思います。

【曾我部座長】 ありがとうございます。1つ目の御質問はTCAさんということですので、2つまとめて、TCAさんにお答えいただくようお願いします。

【TCA（丸山）】 電気通信事業者協会、丸山です。今の御質問2点につきまして、まず1点目の「自社外情報である場合あり」につきましては、お話いただいた2件双方とも思っております。

いわゆる届いた情報の内容に少し不正確な部分がある場合ですとか、届いた情報が、実は例えばMVNOのアクセスプロバイダに関する内容であったりというケース、双方ともございます。

それから、仮にMVNOの情報であった場合の対応につきましては、これも対応が異なっておりまして、あくまで、自社情報ではないとお返りするケースもあれば、MVNOに照会して、同意が得られた場合には、当該のMVNOのお名前を請求者の方にお返りするという対応も行う場合はございます。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、JAIPAさん、いかがでしょうか。

【JAIPA（野口）】 MVNOやローミングのような場合というのは、大抵の場合は、卸元と卸先のほうで、こういった場合にどういう対応をするかという、事前に協議がされていたりするので、それによって対応することが多いと思います。

具体的にどういうふうにするか、申し訳ありません。各社によって違うと思います。

【曾我部座長】 よろしいですか。

【丸橋構成員】 分かりました。そのような、MVNO、MNO間の梶井請求に関する事前合意が必要とされていること自体があまりよくないのかなと。自動的にオペレーター名ぐらいは出せばいいのかなと私は思っています。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、北澤構成員、お願いします。

【北澤構成員】 北澤でございます。TCAさん、JAIPAさん、本日はありがとうございました。2点、御質問させていただきます。

まず1点目なんですけれども、JAIPAさんの資料の20ページで、ログの特定作業

は、現在、被害者側が主導で行われていると。これはおっしゃるとおりだなと思いながら聞いていました。多分場合によっては被害者側の代理人に連絡を取りながら、特定作業をされているんじゃないかなというような認識をしております。

今後、新しい裁判の設計の中で、被害者側とコンタクトを取らないで、この特定作業をすることが想定されているんですけども、これが、CPのほうは別として、ISP側で特定作業ができそうかどうか。それができなさそうであればどういった課題があるのかというところがもしあれば教えていただければと思います。

2点目なんですけれども、JAIPAさんの資料の15ページで、意見照会がどうしても威嚇を狙ったと思われる請求が少なくないというのは、これも私も同じ認識で聞いておりました。

一方で、先ほどやはり全件、意見照会されているということなんですけれども、やはりこういった、要は、濫用っぽいなというような請求であっても、なかなか意見照会しないという判断は難しいんだろうなという認識なんですけれども、私の認識で齟齬がないかどうかというところを教えていただければと思います。

以上です。

【曾我部座長】 では、TCAさんからまずお願いします。

【TCA（丸山）】 電気通信事業者協会の丸山です。今いただきました2件につきまして、まず被害者の方とコンタクトを取らずに手続を進めていくという中において、我々が想定する課題についてですが、まず開示されたIPアドレスからアクセスプロバイダを特定するためには、やはり相応の専門知識が必要と見ておりまして、また、先ほど来お話が出ていますとおり、アクセスプロバイダがMVNOの場合というときにも、やはりアクセスプロバイダを特定する、見極めるというのは非常に困難な場合が出てくるのではないかと想定しております。

また、発信者特定に必要な情報につきましても、例えば接続先のIPアドレス等の情報が不足しているケースというのが実は現状の業務でも発生しておりまして、やはりそういった形で、情報が発信者特定に足りないという場合については、やはり今回新たな裁判手続の中においても発信者特定における課題として出てくるのではないかと想定しているところでございます。

2点目の発信者に意見照会の件につきましてですが、やはりアクセスプロバイダとしては、意見照会を行って、発信者の権利保障に取り組むというところが重要な責務ではない

かと考えておりますので、今後も基本的には、全件、意見照会を行うものと考えております。

以上です。

【曾我部座長】 では、JAIPAさんのほう、お願いいたします。

【JAIPA（野口）】 プロバイダー協会の野口です。

1点目、まず、新しい制度で被害者側とコンタクトを取らずに、という話なんですけども、少なくとも、例えばIPアドレスの情報やISPの名前とかそういったことが伏せられている状態だと、こちらからコンタクトを取るわけにいかないというのと、もう一つは、そもそもISPのほうに何らかの申出というか、裁判所なんだろうかと。連絡が来るというところの手前のところが、むしろ特定作業で大変なんじゃないかなと。ISPの名前と住所が分かった後のことは、そこまで難しい話にならないんじゃないかなと思っていました。これは答えになっているかどうか。もしなっていなければ、何度でも聞いていただいて大丈夫です。

次の威嚇というか、濫用と思われるようなものについては、多分、構成員のおっしゃるとおり、そんな判断はなかなかISPのほうではできないだろうと思います。もっとも、ガイドラインにもあるかとは思いますが、明らかに要件を満たさないようなものというのが意見照会をするまでもなく、開示できませんとお答えをするようなことがあるかどうかですけども、あまりそれも聞かなくて、やっぱり一通りの要件をちゃんと満たしているものが、開示請求書が来れば、やはり意見照会は必ずすると、そういうことになると思います。

以上です。

【北澤構成員】 ありがとうございます。

【曾我部座長】 よろしいですか。ありがとうございます。すみません。まだ御質問はおありかと思うんですが、かなり時間が押してしまいましたので、最後に自由討議の時間がございますので、そちらのほうで御質問をお願いできればと思います。大変申し訳ありません。

ということで、次の議題に移らせていただきます。「ログイン時情報の取扱いに係る論点について」というところで、事務局から御説明をお願いいたします。

【中川課長補佐】 事務局の中川でございます。時間もありますので、手短かに御説明させていただきます。資料7-3を御覧ください。

資料7-3は、ログイン時情報の取扱いについてという論点を取り上げております。

1 ページ目を御覧ください。中間取りまとめまでにおける検討結果を抜粋しております。中間取りまとめにおける記述におきましては、ログイン情報については、開示対象のログイン情報及び請求の相手方となる「開示関係役務提供者」の範囲を明確化する観点から、省令改正ほか、必要に応じて法改正によって対応を図ることも視野に入れて、具体化を進めていくことが適当であると記載しております。

2 ページ目を御覧ください。この点、残された検討すべき論点として、大きく3つを取り上げております。

1つ目が発信者の同一性、2つ目が、開示の対象とすべきログイン時情報の範囲、3つ目が、開示請求を受けるプロバイダの範囲でございます。

3 ページ目を御覧ください。まず発信者の同一性という論点でございます。中間取りまとめに記載がありますとおり、「ログイン時情報を開示する際には、権利侵害投稿の通信とログイン時の通信とが、同一の発信者によるものである場合に限り、開示できることとする必要がある」という中間取りまとめの記載がございます。このとおりでよいかというところを論点として取り上げております。

4 ページ目を御覧ください。2つ目の論点として、開示の対象とすべきログイン時情報の範囲でございます。論点として主に3つ挙げてございます。

まず1つ目、開示が認められる場合の要件としては、コンテンツプロバイダが投稿時情報のログを保有していない場合など、侵害投稿時の通信経路をたどって発信者を特定することができない場合に限定することが適当ではないか。

2つ目として、開示対象とすべきログイン時情報の範囲については、開示が認められる条件や対象の範囲について、権利侵害投稿との一定の関連性を有するものなど、何らかの限定を付すことが適当ではないか。その上で、プロバイダの負担への考慮から、発信者の特定に必要最小限度のものに限定することが適当ではないかとしております。

3点目として、その他、どのような条件や対象範囲の限定が必要かと書いております。

次に、7 ページ目を御覧ください。3つ目の論点として、開示請求を受けるプロバイダの範囲についての論点を記載してございます。開示請求を受ける者の範囲に、権利侵害投稿通信以外の通信、ログイン通信やSMS通信などを媒介するプロバイダや電話番号などを含めるべきではないか。この7 ページ目は、いわゆるアクセスプロバイダの範囲についての論点でございます。

あと、8ページ目以降を参考として、ログイン型投稿に関するイメージ図を3つつけておりますので、適宜御参照いただければと思います。

駆け足ですが、資料7-3の説明は以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただいた内容につきまして、構成員の皆様方から御意見等いただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、清水構成員をお願いします。

【清水構成員】 清水です。4ページの論点の1つ目のところですが、コンテンツプロバイダが投稿時情報のログを保有していない場合などに限るべきという話は、補充性の話だと思うのですが、補充性を法律上、要求してしまうと、その主張、立証というのはなかなか難しいということが出てきてしまうのではないかなと思っています。

投稿時の情報を保有しているかどうかというところは、今のところは、実務上、例えば、この会社は持っていないよねということが経験的に分かっているので、その情報がないという話で、事実上進められていますけれども、これを法律上、立証しなさいと言われると、その立証というのはなかなか困難ということが有り得てしまうかなと思います。

私みたいにいっぱいやっている人だったら、何らかの方法で立証できるかもしれないですが、それ以外の、例えば弁護士になったばかりの人が開示請求したいとなった場合に、立証ができませんという話になりかねないので、ここはあまり厳しいことを要求し過ぎないほうがいいのではないかなと思っています。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。では、北澤構成員、お願いします。

【北澤構成員】 北澤でございます。今、清水構成員から補充性のお話が出たんですけども、私はある程度、補充性というか、限定をかけるべきと考えておまして、確かにその保有の立証の問題というところはあるんですけども、現行制度でもやはりログイン情報の開示が、いわゆる争点になるケースというのが侵害情報の投稿時の情報がなかった場合に限られているという現状があります。

こういった中で、保有の有無について、立証が問題となってというようなケースがあまり起きていないのではないかなというところが1点ですね。あと、やはりログイン情報の開示というのは、翻って考えてみると、要は、もともと問題のある通信とは別の通信ですね。ログインという、全く法的には問題のない通信の秘密を失わせるという形になって、

通信の秘密の関係で、考え方としてはかなり慎重に検討しなければいけない解釈だと思っています。

それが現状、なぜ開示が認められているかということ、やはりそれはポストのログですね。投稿時の情報のログがないということです。要は、ログイン情報のIPがなければ、発信者にたどり着けないから、言わば次善の策として認められていると理解しています。恐らく今の4ページの最初の黒い丸のところは、そういう趣旨かなと理解しております。

その点の関係で、あと2点あるんですけども、例えば、もし電話番号などを保有しているなどして、発信者にたどり着くことができるのであれば、ログイン情報の開示の必要性は低いのではないかと思います。中間取りまとめでも、「権利侵害投稿との深い関連性が認められる必要最小限のものに限定することとし」という考え方が示されていますので、こういったところである程度、別ルートでたどり着くことができるのであれば、必ずしもログイン情報を含める必要はないのではないかとというのが1点ですね。

2点目として、これは前半の研究会でも少し申し上げたかもしれないんですけども、ログイン情報の範囲というのは明確に決めていただく必要があると思っています。今回、必要最小限としてということがあるので、私の考えとしては、やはり原則、直近1件で、当然、その直近1件ではない場合もあるわけですから、例外的に別のログイン情報が対象となるというような場合には当該ログイン情報が発信者情報に含まれると。

件数を1件に限るかどうかというのは、いろいろ考え方があると思うんですけども、少なくとも外枠は明確にしておかないと、例えば100件、200件、ログイン情報があるときに、プロバイダがこのうちのどの範囲が発信者情報なのかというのを判断できないような状況になることは避けるべきではないかと思っています。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、栗田構成員、お願いします。

【栗田構成員】 栗田です。

まず、補充性要件についてですが、仮に補充性要件を入れる場合であっても、CPが投稿時情報のログを保有していないことの証明まで求める必要はないように思います。例えば、CPに対する投稿時情報の開示請求等を行い、それが奏功しなかったことまでを主張立証できればよいという制度も考えられます。ただし、補充性要件を規定すると判断に時間を要するようになるといった問題は考えられますから、補充性要件を入れるかどうか自体は

検討が必要だと考えております。

次に、開示されるべきログイン時情報の特定の問題でございますけれども、私も、最も侵害投稿と関連性の高いログイン時情報1件が適当ではないかと考えております。制度趣旨からは1件しか正当化できないようにも思うのですが、実務上、数件の開示がなければ発信者を特定できないのかもしれませんが。この点は実務家の構成員の皆様にご教示いただければと思います。

また、これは完全に思いつきですが、さきほど申し上げたように「最も侵害投稿と関連性の高いログイン時情報1件」という限定と併せて、いわば外枠として、時間的限定をかけることも考えられるかと思えます。例えば、侵害投稿から何日以内とか何週間以内というような一定の時間的範囲内にあるログイン時情報に限って、かつ、最も侵害投稿と関連性の高いログイン時情報の開示を求めるという規定をするという趣旨です。このような外枠の制限をすることによって、開示請求を受けるプロバイダ側の負担を、ある程度、軽減することも考えられるのではないかと思います。

以上です。ありがとうございました。

【曾我部座長】 ありがとうございました。

今、栗田構成員から今までのコメントについて御発言ありましたけど、もしリプライ等あれば、いかがですか。では、清水構成員、上沼構成員で順番でお願いします。

【清水構成員】 清水です。1件の開示でないと困るかどうかと、特定できない場合があるかという点に関してなんですけど、開示請求したときに、ログが特定できませんでしたとなることは意外とあります。複数件、開示請求したうち、一定の数については特定ができず、一定のものについては特定ができるというケースがありますので、一つだけという形だと特定ができないケースはがそれなりに増えてしまうのではないかなと懸念しています。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、上沼構成員、お願いします。

【上沼構成員】 上沼です。幾つかあるんですが、まず1つ目の同一性です。発信者の同一性が必要だというのは同意ですが、前にもちょっと申し上げたかもしれませんが、過去の裁判例を見ると、その同一性の判断についてそのIDとパスワードはほかの人も使えるから、IDとパスワードが同じであっても、同じ人が発信しているとは限らないという理由づけでこれを否定しているものがあります。IDとパスワードが同じであるに

もかかわらず、同一性が認められないと言われてしまうと、それはおよそ奏功しないと思うので、その同一性の判断の仕方については御考慮いただきたいところかなと思います。

あと、補充性のことに関しては、今後の手続の作り方にもよるんだと思いますが、今現在、コンテンツプロバイダに対して情報開示をするときには、ログイン情報の開示を請求したときに、補充性については議論されておらず、この点が争いになっていません。そうすると、実際上それが問題になるのは、ISPに対して、アクセスプロバイダに対して請求するときということになってしまいます。今後コンテンツプロバイダとISPをつなげる、アクセスプロバイダをつなげる手続きになればいいのですが、コンテンツプロバイダへの手続きとアクセスプロバイダへの手続きを分けて考える場合、どのような形で補充性が問題になるのかは考えておく必要があると思います。実務上は、例えば請求の趣旨として、予備的にも最初から発信時のログを開示せよ、そうでないならば、ログイン時のものを寄越せというような形にしておけば、予備的な請求が認められているのだから、それでいい、ということではないかなと個人的には思っているところです。

あと、ログイン時情報の範囲に関して言うと、100件が開示対象とされているという実情については、それなりの理由があって、そうなっているのかなというところがあるので、1件に絞るとするのはどうなのかなというところがあります。ただ、投稿時ログを持っている場合に関して言うと、その場合は投稿時ログがその1件しかないので、こちらと平仄が合わなくなるのはちょっと変かなと思うため、その検討は必要かなと思っています。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

続きまして、北條構成員にお願いしたいと思います。北條構成員、お願いします。

【北條構成員】 ありがとうございます。北條です。

同一性の点ですけれども、今、上沼構成員もおっしゃられたように、ログイン時のIPアドレスと、投稿時のIPアドレスは同一であることがおおよそ推定できると思います。アカウントを共有されていることはレアケースでございますので、それを考えると、レアケースのことを主張する側、発信者の意見照会の結果でも良いのですけれども、そのレアケースを反論などをしていただかなければ、基本的には同一性が認められるということで良いのではないかなと考えました。

もう1点が開示の範囲です。補充性に関して言えば、これを立証しないといけなくなるのは当然ハードルが上がりますので、そうではなくて、コンテンツプロバイダ側から必要

最小限度といえるのはこのデータですということを示してもらえれば一番いいのかなと思います。

ログイン時のIPアドレスがあるならばログイン時IPアドレス、アカウントを取得したときのIPアドレスがあればそのIPアドレス、投稿後のログアウト時や投稿後のログイン時のIPアドレスなど、それが必要最小限度と考えられるかどうかは、コンテンツプロバイダ側の判断もあるかなと思った次第です。

もちろん必要最小限度が恣意的になって、すごく狭められるというのでは問題があるので、ある程度の幅は必要かなとは思っていますので、どういうふうに決めるのがいいのか、もう少し議論が必要かなと思いました。ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。大谷構成員、お願いします。

【大谷構成員】 大谷です。幾つかあるんですけども、今の補充性のところというのは、恐らく実務的には投稿時情報があれば、そのときのログがあれば、それを開示してほしいし、なければ、ログイン時情報で同一性等の要件を満たすものを開示してほしいという請求をすることで、補充性とは違った形になるかもしれませんが、立証上の問題というのは負担を軽減することができるのではないかと考えて、伺わせていただきました。

そして、今、議論になっていないところで、資料で言いますと、7ページのところで、開示請求を受けるプロバイダということで、確かにログイン時通信が、投稿時通信と違うプロバイダが媒介しているということがえてしてありますので、そこを含めないと、せっかくログイン時通信についての情報の開示に道を開いたとしても意味がなくなるということで、「開示関係役務提供者」の範囲を拡大せざるを得ないと認識はしているところなんです。おのずと権利侵害投稿通信の記録を持っているプロバイダと役割が異なっていますので、単純にこれまでの「開示関係役務提供者」の範囲を拡大してしまいますと、何でもありになってしまうというか、誰でも開示しなきゃいけないという状態になってしまうと思いますので、ログイン時通信を扱っているプロバイダなどについて認める場合には、それぞれの役割を明確にして、これまでの「開示関係役務提供者」の記述とは違ったカテゴリーを設けて、彼らが求められている役割と、そして、提供しなければいけない情報がどこの範囲なのかということを明確に要件を吟味していく必要があると考えておりますので、詳細な検討が今後できればと思っていますところです。

それからあと、範囲の問題なんですけれども、1件で特定ができるのであれば、それで

十分だとは言えるんですが、経験則からいきますと、なかなか1件というわけにはいきませんけれども、明らかに権利侵害情報との深い関連性が認められないような、時間的にも感覚の大きいものにつきましては明らかに除外できるような、裁判所がそういう判断をできるような手がかりの規定を置くことが必要ではないかと考えております。

以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

この部分の時間は大体今ぐらいなんですけど、今御発言いただいたうちで、「開示関係役務提供者」の話というのは今まで出ておりませんでしたので、もし今のこの点について御意見等あれば、お出しいただければと思います。

では、清水構成員、お願いします。

【清水構成員】 清水です。大谷構成員と同じように、開示関係役務提供者についても法改正は必要かなと私も思っております。ただ、その要件をどうするかというのはこれからの議論ということになるかと思いますが、これを別カテゴリーにするのが果たして適切なかどうかということについては、開示の要件にもよるとは思うんですけれども、私はそこはどうかかなと今のところ思っておりますので、ここについてはまた議論したいなと思っております。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。

では、時間の関係もありますので、次の議題に移りたいと思います。「新たな裁判手続の創設及び特定の通信ログの早期保全に係る論点について」ということでございまして、こちらまずは事務局のほうから御説明をいただきます。

【中川課長補佐】 事務局の中川でございます。資料7-4を御覧ください。新たな裁判手続の創設及び特定の通信ログの早期保全に係る論点といたしまして、前回、第6回会合でも同様の論点について御議論いただきましたので、その際に使用した資料をベースに、前回いただいた御意見などを追記し、更に論点として幾つか追加しておりますので、本日は追加させていただいた論点を中心に、簡単に御説明させていただきたいと思っております。

まず4ページ目を御覧ください。検討すべき論点のおさらいですが、以下の7つについての論点を記載しております。

まず5ページ目でございますが、裁判所による命令の創設（総論）については変更してありません。

9 ページ目をお願いいたします。裁判所による命令の創設（各論）の部分でございますが、この点、2つの論点を追加させていただきました。

1つ目として、コンテンツプロバイダの発信者情報からアクセスプロバイダを特定する作業は、どのような主体が行うことが想定されるのか。例えば、コンテンツプロバイダや裁判所が特定作業を行うと想定した場合、それぞれの利点・課題は何かという論点でございます。

また、2点目として、アクセスプロバイダの特定に関して、技術的な課題は何かでございます。この辺りは最初のヒアリングでも少し御協議いただいた点かと思っております。

続きまして、11 ページ目、②新たな手続における当事者構造については、変更を加えておりません。

13 ページ目をお願いいたします。③の発信者の権利利益の保護については、2つほど論点を追加させていただいております。

まず、2ポツ目の後半部分でございますが、「例えば」以下です。「例えば、発信者が望む場合には追加的に意見を反映させる仕組みとしてどのようなものが考えられるか。また、それを匿名を保持したまま行うためにはどのような配慮が必要か。」。

3ポツ目でございますが、「他方で、裁判所から発信者に直接連絡が行く仕組みを設けた場合、発信者への心理的負担や萎縮効果が生じるおそれが高いのではないか」、このような論点を追加してございます。

続きまして、16 ページ目をお願いいたします。4点目として開示要件でございますが、ここについては変更ございません。

17 ページ目をお願いいたします。論点5として、新たな裁判手続の濫用の防止でございます。この点については、新たな論点として、2ポツ目の部分を追記しております。

「他方で、一部の者による手続の濫用防止のための仕組みを設けることで、過度に制度の使いやすさを制約してしまう場合には、被害者救済の観点から問題とならないか」という、1ポツ目と対応した論点を追加しております。

続きまして、19 ページ目、論点6の海外事業者への対応につきましては、変更ございません。

最後でございます。21 ページ目をお願いいたします。⑦の裁判外開示についてでございます。ここは新たな論点を追加してございまして、2ポツ目を読み上げます。「実体法上の請求権に代えて非訟手続とする考え方と、請求権を残して非訟手続と訴訟手続を併存さ

せる考え方を比較した場合、それぞれの利点・課題は何か」、この論点を追加いたしました。

説明は以上でございます。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。

では、今から20分間程度、御議論いただきたいと思いますが、前回同様、論点を大きく3つに分けて議論したいと思います。まずは資料の4ページの検討すべき論点というところで申しますと、まず①の裁判所による命令の創設というところですね。資料7-4のページで申しますと、5ページ目から10ページ目までです。こちらについて、まずは御意見をいただきたいと思いますが、この点については、中座されました垣内構成員からあらかじめ御意見をいただいておりますので、まずはこちらのほうを私から代読させていただきます。

資料7-4の9ページに係る御意見でございまして、次のようなものです。新たな裁判手続が期待された機能を発揮するためには、コンテンツプロバイダから発信者情報を早期に入手した上で、アクセスプロバイダを迅速に特定する必要性が高い。そのため、必要な技術的知見の円滑な利用を可能にするため、そうした知見を有する者が手続に関与する仕組みが必要と考えられる。そうした仕組みの在り方としては、既に研究会で言及されているコンテンツプロバイダ自身や専門委員のほか、裁判所調査官、判定人、査証人など、様々なタイプのものが考えられ、技術的知見の内容や想定される利用方法などを踏まえ、引き続き検討する必要があると考えるという御意見でございます。

ということで、引き続き、この論点①につきまして御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、丸橋構成員、お願いします。

【丸橋構成員】 6ページ目の非訟手続によるイメージなんですけれども、②に「被害者には秘密にしたまま、APに提供するための命令」とあります。秘密にする必要性というのが特殊な場合はあるとは思いますが。たとえば、発信者を手続の外でも特定できるような情報、いきなり電話番号が出てしまうような場合ですね。そこは一定の規律の下で、発信者の特定にまでは至らない範囲の情報を開示請求者に渡してフィードバックを受けたほうが裁判を迅速に進められるという場合のほうがむしろ多いのではないかと。一部仮提供みたいな手続を入れれば、開示請求者側はさらに協力すると思います。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。では、上沼構成員、お願いします。

【上沼構成員】 通信の秘密の関係から言うと、なかなか権利侵害の明白性が判断される前に申立代理人に開示するというのは、感覚的にはなかなか厳しい感じもするかなと思っているところです。ただ、CP側が特定できるのかというのは、確かに心配なところでもある一方、じゃあ、裁判所でできるか、というと、それもなかなか厳しそうかなという気がします。専門委員の活用なども考えられなくもないですが、調停委員を担当している自分の経験に鑑みてもそんなに人はいないよな一という印象もあります（すみません。最高裁の方もいらっしゃるのに）。申立て側の代理人のような知見のある人たちが、別の手続ではCP側に関与できるような、例えば、そのような知見のある弁護士の情報を提供する互助組合みたいなものを事実上作って、CP側で、APの特定が義務であるにもかかわらずそれが特定できない場合は、そういう知見のある弁護士を委任するという仕組みができれば、もしかすると実務的にも一番回るのかなと思っているところです。このあたりは、CPに対する義務づけ方次第なのかなというふうに私は今感じているところです。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、北條構成員に御発言をお願いしたいと思います。

【北條構成員】 ありがとうございます。北條です。今のAPの特定の方法に関して、コンテンツプロバイダ側が全部特定するというのが難しい場合があるということはお伺いしました。なので、先ほど上沼構成員がおっしゃられたような形で、コンテンツプロバイダ側が、例えば代理人弁護士に対して意見を求めるとか助言を求めるという形、あるいは、裁判所からでもいいですけども、代理人弁護士だけを介入させる方法を取れないかなと思いました。

もう一つは、6ページの命令①のプロセスの段階で、要は、コンテンツプロバイダがアクセスプロバイダを特定できなければ、代理人弁護士、あるいは被害者側に今までの仮処分と同じく1回開示して、被害者側でAPを特定していただいて、もう1回、この非訟手続を実施することでもいいのかなと思いました。ありがとうございました。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

特になければ、差し当たり、次の部分に参りたいと思います。次の部分は、資料の4ページの論点で言うと、2から4のところ、ページで言うと11ページから16ページのところになりますが、こちらのほうで御意見がありましたらよろしくお願いします。

前田構成員、お願いします。

【前田構成員】 前田です。発信者の権利利益の保護に関して、少し申し上げたいと思います。発信者を手続に関与させて、その利害を反映させる方法としては、現状のように、意見をプロバイダが聴取して、それを裁判所に伝えるという方法と、あともう一つ、匿名性を維持したまま、ある種、独立した、当事者に準じるような存在として、直接裁判所とやり取りをするということがあり得ると思います。

私としては、発信者の利益保護を十分にするという観点からは、当人が望む場合という限定が付きましますけれども、直接手続に関与するということはあってもいいのだろうと思っております。また、もし仮に実体法上の請求権として構成されたということに限ると思えますけれども、その場合は、裁判手続に移行することというのもできることになると思うんですが、その場合に発信者が主導権を取って、そういった手続に移行するというのもあってもいいのかなと思います。

ただ、こういう方策を取りますと、手続負担が重くなって、開示までの期間が長くなってしまうような可能性もありますので、それとのトレードオフということになるのかなと思っております。

さらに若干補足させていただきますと、もし発信者が直接関与することになった場合、裁判所から直接連絡が行く場合には、発信者への心理的負担や萎縮効果が生じるおそれが高いのではないかという指摘があり、それについてはそのとおりに思います。

ですので、いきなり発信者に対して連絡が行くというよりは、取りあえずは現状のような意見照会という形から始めて、その上で、特にその手続の関与を強く望む発信者については、更に保護を厚くしていくというような段階的な行動を取ったほうがいいのかも思いません。

また、発信者が自分で手続に関与する場合、自分にとって不利益になるような行動、例えば匿名性を自ら暴露してしまうということを取ったりしないのかということが問題になり得るかと思えます。

ただ、そういった問題というのは、本人訴訟で代理人をつけない場合には、常に起こり得るのかなというふうにも思っていて、自分の匿名性が守られ得るということについて、発信者に対して十分に説明する必要性は高いとは思いますが、その上でどういった行動を取るかというのは、基本的には発信者の自由に任せてもいいのではないかと考えております。

私からは以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

続きまして、栗田構成員と若江構成員から御希望いただいていますので、順番にお願いいたします。まず栗田構成員お願いします。

【栗田構成員】 ありがとうございます。栗田です。

今の前田構成員の御発言とも関連しますが、意見照会について申し上げます。

現在では、プロバイダの意見聴取義務という形で間接的に発信者の利益の手続的保障が行われており、照会の主体もプロバイダということになっています。また、実務上、全件について意見照会されているというお話もございました。これに対して、新しい制度の設計としては、裁判所の判断によって、プロバイダを介して意見聴取を行うことも考えてよいのではないかと思います。例えば、JAIPAさんの御説明の中では「意見聴取の嘱託」という言葉がございましたけれども、こうした制度を考えるということです。

また、その際には、例えば、開示命令を発令する際には意見聴取を必要的なものとして手続保障を一定程度確保しつつ、そのほかの場合であっても、必要に応じて意見聴取ができるという制度にすれば、発信者が全件についてプロバイダから意見照会を受けるという現在の状況よりも意見照会が行われる事例を限定できるかもしれません。また、発信者の利益の手続的保障という観点からは、プロバイダの意見照会義務を介した間接的な保障よりも、何らかの形で裁判所が主体となって意見の照会を行う方が、発信者の意見を裁判所に届けるルートが確保される点で、より望ましいのではないかと思います。

私からは以上です。ありがとうございます。

【曾我部座長】 続きまして、若江構成員、お願いします。

【若江構成員】 若江です。ありがとうございます。私も発信者の意見照会のところは、基本的に栗田構成員と同じような意見です。さらに、明らかに権利侵害とは言えない、いかにもスラップっぽい事案についてまで最初から意見照会をしてしまうよりは、もう少し開示の是非が争われるべき事案で裁判所が、意見照会が妥当と判断した段階で意見照会するのが必要なというふうに思っていますし、また、発信者が希望した場合には、更に詳細に事情を説明することができるような場を設けることも重要じゃないかなと思っています。

それと、②の部分なんですけれども、当事者構造のところ、やっぱり今日もプロバイダの方のお話とかを聞いていましたけれども、仮に、真面目に対応してくれるようなとこ

ろがあればいいんですけれども、不真面目な対応を取った場合にどうなるのかということがどうしても考えてしまうんですけれども、現状では、逐条解説などでも不熱心な応訴態度をした場合には通信の秘密の侵害に当たる旨が書かれているわけなんですけれども、今回のもし新しい裁判手続というものをするような場合でも、不真面目な対応を取った場合というのは、通信の秘密の侵害に当たり、民事上、刑事上、行政上の責任が生じる旨の記載をはっきり書いていただけないかなと思っています。

夏の間取りまとめ案を議論するときにもちょっと申し上げたことなんですけれども、契約上とか条理上の責任というものだけだと不十分ではないかなと思うので、重ねて発言させていただきました。

あと、もう一つ、もし決定手続で、新しい裁判手続を導入する場合に、やっぱり、発信者にとっては異議訴訟をしてもらえるかどうかというのがすごく重要なんじゃないかなと思っているんですけれども、発信者が希望した際にプロバイダがやってくれるかどうかという問題もあると思うんです。例えば今の条文では意見照会では、「発信者と連絡できない場合その他特別の事情がある場合を除き、意見を聴かなくてはいけない」みたいな文言があるが、そんなイメージで、「特別の事情がある場合を除き、発信者が希望した場合は異議訴訟する」みたいなそういう文言を入れられないか。即座に、いい文言は思い浮かばないんですけれども、ある程度、発信者の側に、真っ当な言い分がありそうときには異議訴訟で救えるような仕組みが何か設けられないかなと思いました。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

今、御発言いただいた発信者の手続保障の話と当事者構造につきまして、垣内構成員からコメントをお預かりしておりますので、このタイミングで代読させていただきます。

まず当事者構造の点です。11ページのところですけれども、当事者構造については、資料記載のとおり、プロバイダが直接的な当事者となるのが適当と考えられるが、ログの早期保全の仕組みを創設した場合に、最終的に開示される情報の内容をどのように考えるかという問題との関係で、コンテンツプロバイダの位置づけが変わってくる可能性がある。そのこととの関係で、コンテンツプロバイダによる開示命令への不服申立権の有無などの問題についても引き続き検討する必要があると考えている。

続きまして、13ページの発信者の手続保障のことですが、発信者の手続関与の問題は重要だが、言うまでもなく、匿名性が大きな障害となる。この匿名性については、

①被害者との関係での透明性と、②裁判所との関係での透明性に分けて考える必要がある。

これらのうち、①、すなわち被害者との関係については、最終的に発信者情報の開示が命じられるまでの間は当然維持されるべきであるが、②の裁判所との関係については両論あり得ると。仮に、裁判所との関係では、発信者の氏名等が開示される場合には、裁判所が直接発信者と連絡を取ることが可能となるので、被害者との関係では匿名性を維持するための仕組みを導入するものとした上で、発信者の一定の関与を認めることも不可能ではない。

ただし、例えばインカメラ手続的な形で裁判所が発信者に直接話を聞くような手続に関しては、その手続に被害者を関与させることができず、発信者の主張等についての攻撃防御の機会の保障の面で問題をはらむことから、導入のハードルは高いと考える。それに対して、発信者から書面限りでの意見聴取をするということであれば、当該書面を匿名化した形で、被害者側に開示することで、被害者側の攻撃防御の機会を確保することが可能であるため、十分に検討に値すると考えられる。

仮に裁判所との関係でも匿名性を維持するという場合には、裁判所として直接に発信者に対して連絡を取ることができないため、例えばプロバイダ等の第三者を介在せざるを得ないことになる。この場合、介在者が発信者に由来する書面等を誠実に伝達しているのかどうかについて、裁判所としては確認する手段がなく、発信者としても裁判所に直接異議申立て等をする手段がないため、なりすましなどの問題が生ずるおそれも生じ、発信者への手続保障を図るに当たっての障害はより大きなものとなる。もっともプロバイダによる意見照会を発展させる形で、発信者が提出を希望する書面を裁判所に提出すべき義務を定めたり、裁判所からの連絡事項を発信者に伝達する義務を定めるような手だてについては、この場合でもなお検討に値するように思われる、というのが垣内構成員のコメントでございます。

ということで、今の点につきまして、さらに御意見を。では、丸橋構成員、上沼構成員、順番にお願いします。

【丸橋構成員】 今の最後の点はやっぱり難しく、書証というか、書面をプロバイダが発信者から一生懸命取ったとしても本当に裁判所、裁判官との関係でも匿名がやぶられない書証の取り方みたいなところの問題になってくるからです。そこは新しい手続ができたら、その書面提出手続の詳細な規則などをガイドラインとして明らかにしてもらわないと、それもできないのかなというのが今の垣内構成員の最後のポイントについての感想で

す。

それから、13ページの萎縮効果、3つ目のポイントなんですけれども、現行の萎縮効果について、皆さんがどういうのをイメージされているのか。何かかみ合っていないような気もしています。ニフティでやっていたときの事例だと、発信者側が元から後ろめたかったんで、びびってしまって、きちんと防御できるのに、自ら開示を申し出てしまった、例外的な事例はあるのですが、実際にプロバイダから意見照会したときに、意見やその根拠があるのに、弁護士に頼もうともしないで、きちんとした攻撃防御対応が取れないという事例というのはほとんどなかったです。

裁判所からの連絡が行く仕組みというものについては、栗田構成員がおっしゃるように、JAIPAの野口さんの御発表のとおり、囑託形式、前回も言いましたけれども、プロバイダは間に入って、リレーする形式に近い形にすれば、それはそれで十分じゃないかなと思いました。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

次に上沼構成員にお願いするんですけども、時間の関係もございますので、上沼構成員の後はまた次の最後の部分に移らせていただいて、今の点についての御意見、更におありであれば、また後ほどお出しいただければと思います。

ということで、上沼構成員、お願いします。

【上沼構成員】 上沼です。

発信者の権利利益の保護に関して言えば、先ほどJAIPAの野口さんの14ページにもあったかもしれませんが、発信者にとっては、匿名性を守るという意味で言えば、この手続が本丸だというのはそのとおりという部分もあると思います。ただ、先ほどの通信事業者さんからのヒアリングで、意見照会ですら濫用的だと言われてしまうと、発信者の権利利益の保護は実際上どうすればいいのか、と考えてしまいます。栗田構成員がおっしゃるように、裁判所が入って、必要な場合だけ照会するという手続はあり得て、望ましい形かもしれないとは思っているんですが、これに関連して一点確認したいことがあります。先ほどTCAさんやJAIPAさんが100%照会するとおっしゃっていましたが、これが任意請求が来たときでも照会しているのだとすると、裁判手続き上の配慮の問題ではない、ということになり、裁判手続の濫用の話ではなくなります。その辺は運用を確認しないと、何が濫用で、何を抑制するのが分からなくなってしまうのではないかと考えている

ところでは。

なので、本当は任意請求の場合に100%なのかどうなのかというのは、また別途、確認させていただければと思いますが、その部分は別途検討が必要かなと思ったので、意見させていただきました。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今の点、今ちょっと時間もありませんけど、伺いますか。すみません。TCAさんとJAIPAさんで、もし今の点、つまり、任意請求についても全件確認され、意見照会されているのかということについて教えていただけますでしょうか。

【TCA（丸山）】 電気通信事業者協会の丸山です。今、いただきました意見照会の件ですが、現状は、訴訟あるいは任意に限らず、全件、意見照会を行っているというところでございます。

以上です。

【JAIPA（野口）】 プロバイダー協会の野口です。TCAさんと同じです。法律上の義務なので、任意といいますか、裁判外の部分もやっております。

【曾我部座長】 ありがとうございます。すみません。突然お尋ねして申し訳ありませんでした。

【JAIPA（野口）】 大丈夫です。

【曾我部座長】 はい。では、続きまして、次の最後の部分に移りたいと思います。

資料4ページの論点で申しますと、5番目から7番目というところでは、ページで言いますと17ページ以降ということになっておりますが、こちらにつきましても、垣内構成員からコメントをいただいておりますので、まずはこちらを代読させていただきます。

これは資料21ページの点についてです。裁判外の開示ということですが、実体法上の請求権に代えて非訟手続とする考え方については、訴訟手続を不要とすることにより、最終的な開示までの手続全体を簡略化し、迅速な開示を可能にするという利点があると考えられる。

反面、実体法上の請求権を廃止する場合、①被害者の地位が少なくともその点では現行法よりも後退するとの評価も生じ得ること。②表現の自由や通信の秘密といった重要な法益が関わる問題であることを考慮すると、訴訟手続の利用可能性を完全に排除することに

対しては疑問もあること。③手続の都合で実体権を廃止してしまうことは、上記のような実体権の背後にある非訟価値を軽視するものとの評価を生み出しかねず、また、要件効果等が従前と基本的に同様であるとすれば、事柄の実質に変化がないにもかかわらず、従来、訴訟手続が保障されていた事項について、非訟手続限りとすることになり、いかにも便宜論感を免れないこと。④裁判外での開示に対する消極的な影響が懸念されること。⑤非訟手続における審判対象が公法上の義務ということとなり、履行強制の方法についても、過料、過ち料にとどめるのかなど、従来とは異なる考慮が必要となること。⑥開示義務の有無についての裁判に既判力を付与することができないため、蒸し返し防止の点で制度的にはやや弱い面もあることなどの問題点が考えられる。

実体法上の請求権を存置する場合、何らかの形で開示請求権についての訴訟手続を保障する必要があるが、新たな非訟手続と訴訟手続との組み合わせの仕方については幾つかのパターンが考えられる。

その中で資料6ページにあるような非訟手続としての開示命令を導入しつつ、同開示命令または申立て棄却の裁判に対する異議申立てによって訴訟に移行するという仕組みは、①ログの早期保全の要請を満たしつつ、②訴訟に移行しない事件については、非訟事件限りでの早期の解決が可能になるという点でメリットが大きいと考えられることから、実体法上の請求権を存置する場合の手続モデルとしては、現時点で最も有力な選択していると思われる。というのが垣内構成員の御意見でございます。

今の点も含めて、御意見があればよろしくお願いいたします。

では、北澤構成員、お願いします。

【北澤構成員】 北澤でございます。まず内容のところなんですけれども、今の垣内構成員に御指摘いただいた、やはり既判力が付与できないというところは、私も全く同意見です。TCAさんからも、やはり1回却下された案件をもう一度申し立てることがないように、やはり蒸し返しの防止というところはきちんと検討しておかないといけないなと思います。

17ページで、一部の者による手続の濫用防止のための仕組みを設けることでという、この仕組みに何か既判力とかそういうものが入っていないというふうに認識しているんですけども、やはり濫用されている相手方もやはり被害者ではあるわけですので、そういった観点というのはやはり念頭に置かないといけないかなと思いました。

もう1点、どういった制度にするのか。私も前々から申し上げますように、やはり

内容として、表現の自由、通信の秘密が真正面から問題となる事件類型になるわけですので、やはり訴訟で判断するという道は残すべきだと思っています。

仮に非訟プラス訴訟というような形にするとしても、やはり非訟の段階でも、例えば書面審議だけで済むというのは、私は慎重に検討すべき、考えるべきだと思っています。現行の仮処分とか開示の手続をやっていると、恐らくいろんな事件類型の中でかなり口頭主義がよく実現している事件類型ではないかと思います。裁判所とか、あと、当事者か、相手方の先生とのいろんな議論なり、それによって審理が充実している側面というのは現行にあります。

前半のほうで、JAIPAさんのほうから、やはり濫用を防ぐというところの関係で、裁判所のほうで妥当な結論を出せるような仕組みが重要であると私も全く同意見でございます。

もう一つの妥当な結論を出すために書面審理だけで、こういった憲法上の争点というのがどこまで、しかも迅速性もある程度要求される中で、どこまでそういった妥当な結論になるのか。形式に裁判所の判断だったらもう何でもいいというわけではないので、こういった点も踏まえると、やはり非訟の段階でもある程度、審尋という手続になるのか分からないんですけども、やはり立証責任も踏まえた、ある程度、期日での充実した審理というのは必要ではないかなと思っています。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがですか。

そうしましたら、全体の質疑も含めてということで、全体を通じて自由討議ということも含めて、これまでの全ての点について、もし御発言、漏らされたことがあればお願いしたいと思います。

では、大谷構成員、お願いします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。幾つかの論点について、まだ考え中みたいなことも多いんですけども、今の時点での意見を申し上げたいと思います。

一つは、裁判所の役割ということなんですけれども、実際の実務は、CPなどにログによるAPの特定作業というのを委ねるとしても、その作業結果について見極める目というのは、裁判所自身はしっかり持っていなければいけないと思っていますので、その作業のプロセスなどをちゃんと監督し、自らその結果ですとか、APの特定が間違いなく行わ

れたと確認できるための必要な専門的知見を自らも持っているということは必要なことだと思っております。

先ほどJ A I P Aからも御意見いただいていたように、紙ベースでのやり取りでは長いI Pアドレスというのは、手打ちですとかというのはもう考えられないと思っております。実際に技術的な対応を取るための、しかも、正確で迅速な対応をするための裁判所にとって必要なツールですとか、電子的なデータでの作業が円滑に進めるような仕組みも併せて、裁判所に武器を与えるというか、そんな仕組みも併せて考えていただければと思っております。

それからもう1点なんですけど、あと2つぐらい言いたいですけれども、1つ目は、先ほど丸橋構成員から13ページの萎縮について御発言いただいたところで、さすがに実務の御経験を踏まえて御紹介いただいたところなんですけど、私がやはり懸念している萎縮効果というのは、個別事案で発信者が自分の防御ができなくなってしまうような萎縮ではなくて、匿名表現そのものに別に権利侵害の明白性などが無いようなケースにおいて、そもそもこういうことについては裁判所からいろいろ来ちゃうんだみたいなことがよく、裁判所から来た紙とか、名前のところだけ写らないようにして、SNSにアップしたりみたいなことは山のように行われているので、そもそも批判的な評価とか言動といったものが言いつらくなってしまうということが萎縮効果ではないかなと思っております。それが起こらないようにしたいなと思っております。

もちろん明白な権利侵害の表現に対して、慎重に発言するようになるということは望ましいことではあるんですけど、それを目的にして何か制度を考えるということではなく、やはり萎縮効果のほうを特に懸念したほうが良いなと思っております。

それから、3つ目なんですけれども、これは本当に考え中なんですけれども、21ページの裁判外開示で、垣内構成員のほうから、異議申立てで訴訟手続を残すというアイデアをいただいているので、そのアイデアには乗りたい気持ちがあるところなんですけど、そもそも発信者情報開示請求というのを実体法上の請求権とすべきなのかというそもそも論を考えていきますと、本来はやはり損害賠償の請求など、被害からの救済を求めるというのが本筋で、そのために必要な相手方の特定のための情報を得るにすぎないので、発信者情報そのものを求めるということが実体上の請求権になっているというのは、もしそうではない手続にしたときに、本当にそれが現行法からの後退になってしまうのかということについては違う見解を持っているところでございます。

ですので、今、CPにせよ、APにせよ、契約者あるいはサービス利用者、そして、表現の自由などを保護するという役割、信義則上の義務から発信者情報の開示というのは、その義務を解除されるという位置づけにあるのではないかなと思ったりもしております、そうであっても、これまで確保されてきた当事者における手続保障を万全なものとするために、訴訟手続を残す道というのは、皆さんのお知恵をかりて、できるだけ探っていきたいと思っております。

そのポイントは既判力だと思っておりますので、本当に現時点のざっくばらんな意見ですけれども、以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

続きまして、栗田構成員、お願いします。

【栗田構成員】 栗田です。2点について申し上げます。

1つは補充性要件についての補足です。被疑侵害投稿時情報とログイン時情報との優劣をつける考え方に関連してですが、請求者や請求の相手方であるプロバイダにいずれの情報を優先的に開示するかを選択させるのではなく、制度上、投稿時情報があればこれを開示し、投稿時情報が保存されていない場合に限ってログイン時情報を開示するという制度にすれば、ログイン時情報の開示を補充的なものとしてできるように思います。先程は、手続上、投稿時情報の開示請求を行って拒絶された場合に限ってログイン時情報の開示を請求できるという考え方をお示ししましたが、たしかに、仮にログイン時情報の開示請求に補充性をもたせるとしても、そこまで手続を踏む必要はないように感じました。

次に、実体法上の請求権との関係ですが、私自身も実体法上の請求権は存置したほうがよからうと考えています。その場合に、訴訟手続の保障をどのようにするかですけれども、発信者ではなくプロバイダが当事者となっている手続において、異議申立てにより発信者の権利利益が十分に現実的に保護されるかという難しい問題があるように思います。

先ほどの御報告にもありましたように、現在の開示請求訴訟においても控訴が行われていないとすれば、非訟手続と異議申立てという制度設計を行った場合に、プロバイダに積極的な異議申立てを期待できるかどうかは未知数ではないかと思えます。また、いずれにせよ異議申立てに係る手続にも費用が発生するわけですから、異議申立てにより訴訟手続に移行するという制度設計が適切かどうかは検討が必要かと思えます。

また、費用負担の問題が発生する点では同じですが、一つの考え方として、開示命令（命令①のプロセス）を訴訟手続とすることも検討の対象となるように思います。と申しますのは、開示命令について判断する際には、提供命令・消去禁止命令（命令②・③のプロセス）によってすでにログが保全されているはずですから、ログ消去のおそれはありません。また、損害賠償請求訴訟のために発信者情報の開示を請求している場合を想定しますと、過去に発生した損害の回復が目的となっているわけですから、そこまで迅速性を要求しなくてもよいように思われるからです。不法行為による損害賠償請求であれば、支払の遅延そのものは遅延損害金という形で一定の考慮がされているともいえます。ただ、ここまでの御指摘にもありましたように、開示命令（命令①のプロセス）を訴訟手続とすると、例えば、CPから情報提供を受けた上での被害者側代理人によるAPの特定等の作業を手続の中にも含めることが難しくなるというような実際上の弊害はあるのかもしれませんが。そこで、開示命令（命令①のプロセス）を訴訟手続とすることの利害得失について、もし御意見等ありましたらお聞かせ願えればと思います。

【曾我部座長】 すみません。確認ですけど、どちらに対する質問ということになりますか。

【栗田構成員】 開示命令（命令①のプロセス）を訴訟手続とした場合に生じるだろう不都合について、実務家の構成員の方々から御指摘いただければ大変幸いです。

【曾我部座長】 ありがとうございます。時間の関係もあるんですけども、もし今、実務家の構成員方あればお願いします。

では、清水構成員、お願いします。

【清水構成員】 清水です。実務上問題になるのは、海外法人に対する訴訟ということぐらいかなとは思っています。送達に6か月、半年程度、時間がかかってしまうという点が問題と認識しております。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

大分時間が迫ってきたのですが、最後に、鎮目座長代理、一言お願いします。

【鎮目座長代理】 すみません。本当に一言で、感想めいたことなんですが、最後の論点についてはいろいろと本当によく分からなかったんですが、垣内構成員のコメントが大変明快に整理されていて、いろんなことがよく分かりました。

その上で、北澤構成員も御指摘のとおり、表現の自由や通信の秘密を制約することがなぜ正当化されるのかという点が一番問題になる以上は、訴訟の余地は残すべきであるし、

実体法上の権利を残すほうがいいのではないかという考え方に現時点では引かれておりません。ただし、被害者の迅速な救済ということが、今回のこの研究会の議論の出発点となっているので、その点はやはり重要ではないかと思っております、専門外なので、構成員方の知見に頼るほかはございませんが……。

【曾我部座長】 切れてしまいましたかね。分かりました。ちょっと切れてしまったので、先に清水構成員、お願いして、その後、野口さんからお申出をいただいておりますので、野口さんから最後いただいて、もし鎮目座長代理が戻ってこられたら、鎮目座長代理にお願いするという形でお願いします。

では、清水構成員、お願いします。

【清水構成員】 清水です。時間がない中、ありがとうございます。私も実体法上の権利を残すという点については賛成でありまして、皆さん、おっしゃっていること、そのとおりかなと思うのですが、別の観点からもう1点だけ補足したいなと思っております。

新しい裁判手続が非訟手続という前提で議論していると思いますが、そうすると基本的に手続きは非公開になると思われま。そうすると、判例、裁判例の知見というのが蓄積できないということになりかねないと思っております。判決手続であれば、基本公開されるという前提になり、裁判例の知見が蓄積されていくことができ、判断基準なども更に明確になっていくというところでメリットもあるのかなと思っております。

あともう1点、ログイン型投稿に関して、投稿後のログしか出てこないというケースもケースとしてはあるんですね。投稿直前のログがもし出てくれば、それはもちろんいいのですが、投稿後のものしかないというケースもあって、そういう場合に特定が一切できませんとされてしまうと、被害者救済ができなくなってしまうおそれがあるので、一定の場合には投稿後と思われるログでも開示を認める立てつけにさせていただかないといけないと思っております。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

鎮目座長代理、戻ってこられましたようなので、鎮目座長代理、続きをお願いします。

【鎮目座長代理】 すみません。ほぼ申し上げたいことは申し上げたんですけど、今回の議論の出発点は被害者の迅速な救済ということがありましたので、専門外なので、構成員方の知見に頼るほかはございませんが、迅速さと慎重な判断という非常に難しい点を両立させるような制度設計を考えていければと思っております。

感想めいたこととなりますが、以上です。すみません。先ほどは失礼いたしました。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、続きまして、JAIPAの野口さん、お願いできますか。

【JAIPA（野口）】 はい。今日はヒアリングのお招きをいただきまして、ありがとうございました。これまでに構成員からISPのところへ出たところを、時間が過ぎてしまっただけで申し訳ないんですけど、一言だけ御説明させていただけたらと思います。

先ほど若江構成員がおっしゃっていた、例えばそのISPが不熱心な応訴態度を取ったことに対する責任というお話なんですけれども、もちろんそれは不熱心な応訴態度を取って、それが過失になるということは、熱心な応訴をする義務があるということが前提なのかなと思うんですけど、ISPとしても、その課せられている義務というのが妥当なものであれば仕方がないんですけど、今みたいにものすごく仕事の内容に対して重い義務が課せられているのに対して、責任を問われる、不熱心にやったから責任を取らされると、そこはやっぱり重いかかなと思っています。そういったことも踏まえて、妥当なところをISPに課してもらう。妥当な義務をISPに課すような感じで考えてもらうほうがよろしいのかなと思っています。

異議訴訟の話が出ています。先ほど栗田構成員からもお話あったかと思うんですけども、新しい手続において開示の命令が裁判所から出たときに、それをISPが行政処分の取消訴訟みたいな感じで、ISPが取消しを求めなきゃいけないのか、それとも支払督促みたいに、異議が出れば一旦失効して、改めて被害者側から訴訟をやってもらうことになるのか。それによっても結構、ISP側の負担であるとか、ひいては発信者の権利保障のほうが変わってくると思うので、そういったこともきちんと議論していただきたいと思っています。

最後に、大谷構成員からおっしゃられた電子化のお話なんですけれども、例えばIPv6アドレスそのものについて開示請求が来た場合は、ものすごく長いアドレスなので、やっぱり電子化というのは本当に必要かなと思います。

私からは以上です。または、そういったことについて、ちょっとだけですけども、こういったこと、例えば技術的なお話とかで、例えばISPの知見が必要ということであれば、ISPの側とか経験者ができることもあるかもしれませんので、そういったことでも議論の場でも引き続き協力していきたいと思っています。

長くなってしまい、申し訳ありません。どうもありがとうございました。

【曾我部座長】 ありがとうございました。

まだまだ御発言あるかと思うんですけども、時間が超過してしまっておりますので、大変申し訳ありませんが、この辺りで意見交換を終了させていただければと思います。まだ追加で御意見ある方は、事務局から御案内する方法で御連絡いただければと思います。

それでは、事務局から、最後、連絡事項をお願いいたします。

【中川課長補佐】 事務局の中川でございます。次回会合につきましては、別途、事務局から御案内させていただきます。また、本日、すみません。時間が少なくなってしまうと、大変恐縮でございました。言い残された御意見、追加でいただける場合には、構成員の方々には後ほどメールでフォーマットをお送りさせていただきますので、そちらに御記入の上、来週水曜日めどで御返事いただくと幸いです。

事務局からは以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

これにて本日の議事は全て終了いたしました。

以上で、発信者情報開示の在り方に関する研究会第7回会合終了させていただきます。

本日は皆様、お忙しい中、御出席いただきましてどうもありがとうございました。